

保護者のみな様を支える「教育相談」

学校臨時休業が延長となりました。各ご家庭におかれましては、学校からの課題をお子様と一緒にやるなど、今までにない取組をしていただいていることに感謝いたしております。

各学校においては、休業期間中の家庭学習に関しての教材づくりや学校再開時からのカリキュラムづくりを行っているところですが、各家庭におかれましては、今までにない心配事が出てくるのではないかとお察しいたしております。

家庭内で解決できない事に関してはお一人で抱え込まず、教育相談をご活用ください。

子どもたちは勿論ですが保護者のみな様をサポートする教育相談でありたいと願っています。

■西脇市青少年センターに 教育相談員が常駐しています

子育てに関すること、子どもの学校生活や家庭生活についてなど、教育全般に係わる保護者のみな様の相談窓口です。

●電話相談

午前9時00分から午後5時15分まで
専門の相談員と相談することができます。

●面談

予めお電話ください。
日時をご相談の上、童子山にある「西脇市総合市民センター2F」青少年センター相談室にて行います。

※ご相談内容によっては、青少年センターのカウンセラー（臨床心理士）におつなぎすることもできます。

■心の専門家「スクールカウンセラー」 (SC) が学校に配置されています。

子どもたちは、気持ちの整理や悩みの解決等についてスクールカウンセラーのカウンセリングを受けています。

学校休業期間中もカウンセリングは実施しており、子どもだけでなく保護者も受けることができます。（事前予約）

●相談窓口

青少年センターの教育相談又はお子様の学校へお電話ください。



■家庭と福祉をつなぐ

スクールソーシャルワーカー(SSW)

家庭だけ、学校だけでは解決できない「福祉に関する諸問題」について、市こども福祉課などへの「橋渡し」を行う役割がスクールソーシャルワーカーです。西脇市には各中学校ブロックに1名（計4名）配置されています。

ご家庭にとって適切な連携機関についてご相談いたします。

●相談窓口

青少年センターの教育相談又はお子様の学校へお電話ください。



お子様や保護者様の教育相談は
西脇市青少年センター

はればれ

0795-22-8080へ